

経過報告と定款1次試案の説明

日本天文学会運営検討委員会

1969年10月17日

ここに、中間報告以後、秋季年会までの討議の状況ならびに定款1次試案をまとめました。11月末まで検討を続けた後、天文月報1月号では2次試案の提示を行ない、(アンケートなどを通して)会員諸氏の判断に供したい。したがって、全体または個々の条文について各層、各地域での、あるいは個人的な御意見を11月20日までにお寄せ下さるようお願いいたします。

宛先は次のとおりです。

〒181 東京都三鷹市大沢 東京天文台内
日本天文学会運営検討委員会

I 序 文

中間報告と定款改訂要綱を9月上旬に全会員にお送りしたところ、約40名の会員から手紙、電話、口頭などで意見が寄せられた。そのなかには多くの貴重な意見があったので、それらを参考にしながら定款案成文化の作業に入り、9月28日、10月13日の審議を経て、まだ不十分な点もあったが、10月15日の年会では説明会をもつことができた。ここでは中間報告について寄せられた意見と、それをとおして定款案にまとめられた考え方をのべてみたい。なお、定款の個別的条項に直接関係したものは次項でのべることにする。

(1) 学会の性格について。

特別会員のうちから、研究者とアマチュアとを二分すべきであるという意見が少数ではあるが寄せられた。大部分の意見はこの点については直接にはふれていない。しかし、全体的な印象は改定要綱の方向に肯定的であつて、個別的条項に関する批判ないし修正意見はその上に立ってのものと推察される。しかも、この性格はすでに全員の広い討論を経ているものであるから、あらためて検討する必要は認められなかった。こうして定款案は要綱の示す方向に沿って作製されたのである。

(2) 研究者問題

ある特別会員は今回の中間報告が、研究者固有の問題についてその解決をどのようにしようとしているか何も明らかにしていない、という批判を寄せている。この点について特別会員の間に若干の誤解があるように見える

ので一言ふれておきたい。

研究者の当面する問題として、研究体制、将来計画、研究交流、学術行政などがある。これらについて、どこで研究者の意見を集約していくのか、また、研究者の定義をどうするのか、といったことがらは学会だけの問題でないかもしれないが、学会の改革に当たっての基本的な問題であることも確かである。

運営検討委員会は、この点について、根本的な討議が十分に行なわれ、それを民主的に集約することを保障する組織を作りあげることがまず必要であると考えた。それには学会運営が民主的に行なわれるということが前提になる。定款の主要部分はその保障のために組立てられている。その上になつて、研究者問題を扱うことになるが、この点でも新しい評議員が大きな責任を担うことを強調したい。

(3) 学会活動

中間報告には学会活動についていくつかの具体的な提案がまとめられている。これについて多くの賛成意見も寄せられたが、実行に疑問をもつ意見もかなりあった。

委員会としては提案された活動をすべて実施しようとしているものでないことを、まず諒解していただきたい。たとえば新しい刊行物にしても、実行するには予算と人手の裏付けが必要であるが、現在の学会には、まだそれだけの力はない。新刊行物の準備には長い期間を必要とすることはもちろんである。また予算の裏付けとして会費との関係も考慮しなければならない。

会費については今後も検討をつづける予定であるが、ひと口にいうことは、(1)評議員公選制、担当評議員の活動資金など、新しい学会には必然的に見こまれる運営費の増加がある。(2)現行以上の学会活動にはすべて資金が必要であり、場合によっては参加者の個人負担が増加する、といったことで、かなり会費およびこの種の個人負担の増加が予想される。

別項の定款1次試案は今後細部の仕上げを急ぎ、天文月報1970年1月号に、2次試案として全会員に対して賛否を問うと共に、アンケートを添付して会員の種別の希望、学会活動に対する希望を聞き、最終的資料としたい。そして、その結果を見て、3月に答申として定款案を提

出する予定である。順調に進めば、春の通常総会で新しい定款が成立し、評議員選挙を経て、秋の年会の折の臨時総会から新体制発足となることを期待している。

II 定款1次試案の説明

ここでは別項の定款1次試案の主要な改正点について説明する。

学会の事業（第2章第5条）として第4項に「研究の助成」を新設、第5項を「天体観覧、観測交流の助成」と修正した。

第4項の新設は学会が現在行なっている大学院生を対象とした奨学金などや、将来行なわれるかもしれない学会主催の研究会などを指す。

第5項では、同好者の活動に関して、天体観覧のほかに、観測交流の助成を付加して、同好者の熱心な要求に答えた。また、教育に関することや、会員の自主的活動など定款には明記されていない事業を行なう際には第6項を積極的に解釈する。

学会の会計（第3章第9条）では、予算を総会で決定すること、および予算の決定、実行に直接関係しない者が監査を行なうことを定めている。

また、会計年度（第11条）は月報、欧文報告の巻と合わせた方が都合がよい面もあるが、なお事務的な面での検討が必要であり、現在のところ決定するまでに至っていない。

会員（第4章）については、第12条で定めている。正会員A、Bの区別は単に欧文研究報告の配布を受けるか否かだけであり、他の面では一切区別はない。正会員の資格として18才以上という年齢制限を設けたのは、学会運営の基礎が評議員公選にあり、その選挙権、被選挙権は18才以上の者が等しく持つという考えに立脚している。18才未満の会員はどうなるのかについて、現会員中にもいくつかの異論がみられたが、それは次のように考える。

改定要綱に準会員が「天文月報の配布を受けるが学会運営には参加しない」と書かれているために、準会員は月報割引購読者と呼ぶべきではないか、という意見もかなり見うけられた。しかし、定款1次試案では準会員をもっと積極的な意味で規定している。つまり、学会運営には参加しないが、学会の行なう事業には積極的に参加するというものである。

ここで18才未満の会員の方々に御理解をいただきたい点がひとつある。アンケートその他から、これらの会員諸氏が今回の学会改革に大きな期待をもっておられることがうかがわれるが、普及活動の強化が必ずしも、その期待にそうものでないかもしれないからである。それは学会が第1義的に日本の天文学研究に責任を負う団体で

あることと、学会としての普及活動はこの特性を活かしながら研究者とアマチュアが一体となってそれに当たるという意味があること、からも理解していただけたらと思う。もちろん、学会は若い人達が準会員として学会の事業に積極的に参加して下さることを期待している。

役員および評議員について（第5章）の主な改訂点は(イ)評議員を公選制にしたこと、(ロ)役員の名称の変更および新設の2つである。

まず第1の評議員公選制については、第1に一般投票制をとって、正会員A、Bは平等の選挙権をもつこととし、任期も半数改選をやめて2年間の全員改選とした。

次に役員の名称の変更については、理事長が会長、理事が幹事とあらためられ、同時に、法定理事は評議員、幹事のなかから選任されることとなった。これは、定款案では、評議員会の権限と責任が現状にくらべて一層重要になり、理事長は評議員会の代表者としての性格になって、理事長の名称が不適当となったこと、理事の名称が法定理事とまぎらわしいこと、などの理由によるものである。

支部活動の強化は幹事の責任とし（第33条）、定款では幹事の行なう会務の1つとして加えてある。したがって現行の支部理事は幹事に移行する。また、支部委員（第34条）は、支部活動に必要な場合、会長から指名され、支部担当の幹事を助けて支部活動の強化をはかる。評議員公選（第23条）については、すでにのべた年齢制限のほかに、選挙施行細則で検討中の立候補制にたいする危惧がある。その主なものは、(1)政治色がつよまる。(2)適当な人がえられない。定員にみえないかもしれないの2点につきるようである。

第1点については、政治色という言葉にもよるが、学会が大きくなれば、それだけ会員の間の意見のちらばりも大きくなり、運営方針などに対する意見がいくつかのグループに代表される傾向がでてくるのはやむをえない。それを処理する機構が民主制といわれるものの内容である。

第2点について、立候補制を危惧する意見は、評議員ないし幹事などの役務は、大きな自己犠牲を要するものなので、あらかじめ立候補をおねがいするのではなく、多数の支持（つまり当選）のあった後に就任をおねがいするといういわゆる書き込みを認めてはどうか、というものである。この場合、立候補の有無に関係なく、得票数の上位から当選をきめることになる。

これにたいして定款案では選挙細則で書き込みを認めない立候補制を採用する予定であるが、その理由は

- a) 評議員の任務は重要で全会員にたいし、責任をもつものだから、予め自分の信念を表明し、あるいは、推せん人の方針に賛同する旨の表明が民主的運営の

基礎である。

- b) 選挙の施行，会員による候補者の判断を円滑にする。会員にとっては候補者の考え方や公約が公報などで知りうる事が投票のさいの判断に役立つし，また，発足後の評議員を監視するためにも必要である。
- c) 立候補者がえられないかもしれないという危惧については3人以上の推せん人による推せん立候補者を認めることでかなりかん和されると思われる。適当な候補者がえられるよう会員が積極的に推せん人になることも学会の民主的運営を保障する要因の一つであろう。

評議員会（第6章）は，単に中間議決機関であるだけでなく，学会の事業の推進についても責任をもつ重要な機関である。評議員に担当制（第37条）をおいたのは，この点を考慮したからである。この点について，一部の会員から，評議員会は全体として責任を負うべきであるから，責任の所在をあいまいにするような担当制はむしろ避けるべきである。必要な場合は特別委員会で処理するのがよい——という意見がでていいる。それに対しては評議員会が恒常的な活動組織を内にもつことの意義を強調したい。担当評議員は積極的に問題を掘りおこす任務をもっているが，場合によっては，特別委員会といった形も考えられる。特別委員会を改訂要綱でとりあげながら定款1次試案で明記しなかったのは特別委員会が流動的であり，また，各段階での設置が考えられるなど，多面的であるといった事情を考慮したからである。特別委員会は性格上諮問機関であるから，運用面で十分活用できるものと思われる。

総会（第7章）については，新たに成立規定（第49条）を設けた。また，総会の議長は，議事進行からいって，現行のように会長が行なうのは必ずしも適当ではないので改めた（第50条）。

郵便投票の制度化（第53条）は，総会に代行する議決法を用意するものであるが，これは臨時総会を開くことが困難である場合，および全会員の判断に任せるべきである重要事項である場合に備えたものである。

III 説明会における討論のまとめ

天文学会秋季年会を利用して定款1次試案の説明会を開き，主な改正点の説明を行なうとともに，会員諸氏の意見を伺うこともできた。

説明会の座長には弓 滋氏（緯度観測所），大木俊夫氏（福島大）をお願いした。ここでは会員諸氏から出された問題点の主なものをまとめる。これらの意見ないし問題点について運営検討委員会の考え方は席上でも述べたが前項までの説明でほぼ了解していただける点が多いと

思われるのでここでは繰返さない。しかし再検討を要する問題もいくつかあるので今後はこれらの意見を十分に考慮しながら，定款2次試案へと段階をすすめたい。

(1) 会員制について

a) 正会員の年令制限

- ・年令による区別は意味がない。学問的水準で区別すべきである。
- ・年令による制限は基本的に民主化の方向に逆行するのではないか。
- ・高校天文クラブの果している役割を考えると18才以上という制限は疑問である。高校生のもつエネルギーをもっと活用すべきではないか。
- ・年令制限によってアマチュアをしめだすことにならないか。

b) 準会員制について

- ・準会員制にもアマチュアをしめだそうとする意図が見える。準会員という名前もよくない。準会員を廃止し，月報購読者を会員とすべきでないか。
- ・天文学会の目的を果すためには会員の資格は必要である。
- ・正会員と準会員の境界は実際をみてからきめた方がよい。
- ・正会員と準会員は別々の条項であつかわず，まとめて一つにすべきでないか。
- ・正会員Bのなかにも学会運営への参加はのぞまず，雑誌を購読するだけでよい人もいいる。そんな人をどう考えるか。

c) 制裁規定について

- ・評議員会が勝手に除名できるのはおかしい。
- ・制裁条項は学会の民主化と逆行するのではないか。
- ・制裁規定は必要である。学会の名前を利用するような詐欺行為などを放置することはできない。またその判定は総会よりは評議会でする方がよい。
- ・「学会の体面を……」という言葉は古いのではないか。

(2) 役員および評議員について

- ・会務が一部会員に集中するのをさけるという点は前回の答申の説明書にもあったが，定款案ではその点をどのように具体化しているのか。
- ・評議員中に研究などの担当があるが，そのほかに庶務・会計などの会務担当も設けるべきでないか。
- ・評議員の選出は公選でほんとうによいかどうか疑問である。
- ・立候補制でうまく行けるかどうか疑問である。いまの理事には誰もすき好んでやっている人はいな

い。たとえ推せんされても立候補する人ができるかどうか。

- 立候補者がえられない場合はどうなるのか、そのような場合にもうまくいくような具体的な保障を考えるべきであろう。

(3) 学会活動と会費について

- 会費の値上げによって通常会員が準会員に、特別会員が正会員Bに移り、正会員Aが実質的になくなってしまふことは考えられないか。また、そのような極端な場合でも学会活動はうまくいくのか。
- また、その結果、月報の性格もかわるのではないか。
- 月報は現在でも普及に重点をおいているので、その性格は変わらないだろう。
- 研究者にとっては学会はどうしても必要なので、たとえ会費が4000円から5000円に上つても払わざるをえないだろう。そのような研究者の事情も考慮すべきである。
- 支部の規定がはっきりしていないのではないか。支部活動をするにも支部の性格、目的をはっきりさせ、また、会員がどこの支部に属するのか、居住地なのか、勤務地なのか、あるいは申告制でよいのか、それをはっきりさせるべきである。(所属支部の規定は定款に明記すべきではないか)。

× × ×

資料：会費の算定について

会費の算出のためには、学会刊行物1部あたりの費用などを計算する必要がある。近藤会計理事が昭和43年度決算書(天文月報8月号204頁)などに基づいて算出した数字を利用させてもらい、計算したところ、以下のよう数字が出た。

天文月報1年分に要する費用(人件費別)

1部につき……約900円

欧文報告1年分に要する費用(人件費別)

1部につき……約1700円

従って、現在の会費の使途は次の表ようになる。

	天文月報代 (人件費別)	欧文報告代 (人件費別)	学会運営費 (人件費共)	計
通常会員	900		100	1000
特別会員	900	1700	600	3200

天文月報、欧文報告に要する人件費も含めて、学会運営、学会の諸活動のための費用は約350万円であったがこのうち、通常会員、特別会員の会費によって支えられている部分はわずかであって、賛助会費、欧文報告売上げからのくり入れ、印税などが大きな比重を占めている。問題は、欧文報告売上げからのくり入れ金の考え方であって、これを欧文報告の値下げのためにふり向けるか、それとも学会運営費にあてるかで様子が大きく変わってしまう。現状では欧文報告がよく売れているという事実と、賛助会費を現在と同程度に見積り、これまでと類似の方式で会費を算定すると次のような例が考えられる。

例：昭和46年度(物価値上り率年7%と仮定)

	天文月報代 (人件費別)	欧文報告代 (人件費別)	学会運営費	計
正会員A	1100		900	2000
正会員B	1100	2000	900	4000
準会員	1100		100 (事務費)	1200

これで、どの程度の活動ができるかは、会員の数とのかねあいでは決まるが、考えの出発点として、一応この程度の金額を念頭にお願いしたいと思う。

別項：日本天文学会定款1次試案

第1章 名称及び事務室

- 第1条 本会は、社団法人日本天文学会という。
- 第2条 本会は、事務所を東京都三鷹市東京天文台に置く。
- 第3条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は天文学の進歩及び普及をはかることをもって目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
1. 天文月報の発行及び配布。
 2. 日本天文学会欧文研究報告の発行。
 3. 年会、講演会の開催。
 4. 研究の助成。
 5. 天体観覧、観測交流の助成。
 6. その他必要と認めた事業。
- 第6条 本会は、天文学の進歩及び普及に特別の功労があると認められた者には総会の議決によってその功績を表彰することがある。

第3章 資産及び会計

- 第7条 本会の資産及び収入は次の通りである。
1. 設立当時の別紙目録記載の金壹万壹千壹百参拾七円参拾七銭。
 2. 会費及び寄附金。
 3. 雑誌売上代金及び雑収入。
- 第8条 本会の資産は、会長がこれを管理し、資産中現金はこれをもって確実な有価証券を買入れ、又はこれを銀行信託会社若しくは郵便局に預け入れるものとする。
- 第9条 本会の予算は、毎年度会長がこれを作成し、評議員会の議を経た後、総会に提出してその議決を経ることを要する。決算は、毎年度終了後、会計監査の監査を経た後、総会の承認を受けることを要する。
- 第10条 本会の諸経費は、第7条の資産及び収入をもってこれを支弁し、毎年度決算に剰余金を生じた場合は、これを翌年度収入に繰越す。
- 第11条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終る。

第4章 会 員

- 第12条 本会は正会員A、正会員B、名誉会員、賛助会員をもって構成する。
正会員は満18才以上の者とする。
正会員Aは天文月報の配布を受けるものとする。
正会員Bは天文月報及び欧文研究報告の配布を受けるものとする。
名誉会員は、天文学に関し、功績顕著な者、または本会の目的達成に多くの貢献をした個人であって、共に評議員会に於いて推薦され総会に於いて承認された者とする。名誉会員は、正会員Bに準ずる。ただし、会費は納めることを要しない。
賛助会員は、本会の目的に賛同して、その事業を援助する個人、または団体とする。
- 第13条 本会会員の会費は、別に細則でこれを定め、天文月報でこれを通知する。
- 第14条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返附しない。
- 第15条 本会に別に準会員をおく。準会員には年令の規定を設けない。準会員は別に細則で定める所定の金額を納め、天文月報の配布を受ける。準会員は本会の行なう諸事業に参加することができる。
- 第16条 本会に入会する手続は次の通りである。
1. 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業、生年月日及び希望する正会員の種別を記し、正会員の紹介をもって本会に申し込むこと。
 2. 賛助会員になろうとする者は、次の事柄を記して本会に申し込むこと。
 - (い) 個人の場合は、氏名、現住所、職業及び生年月日と細則第1条に定める毎年度の納入金の口数。
 - (ろ) 団体の場合は、団体名、代表者、所在地と細則第1条に定める毎年度の納入金の口数。
 3. 会員の入会許可は、会長がこれを行なう。
- 第17条 年度内に会費を納入しない会員の会員権を停止することがある。
- 第18条 退会しようとする者は、本会に申し出ることを要する。

第19条 一年以上会費を滞納した会員又は本会の体面を汚す様なことをした会員は、評議員会の議決によってこれを除名することがある。

第20条 会員の種別の変更を希望する者は、会長に申し出て、その承認を受けることを要する。

第21条 準会員になろうとする者は、次の事柄を記して本会に申し込むことを要する。

(い) 個人の場合は、氏名、現住所、職業及び生年月日。

(ろ) 団体の場合は、団体名、代表者及び所在地。

第5章 役員及び評議員

第22条 本会に次の役員及び評議員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 評 議 員 15名以上 20名以内
4. 幹 事 20 " 30 "
5. 会 計 監 査 2 " 3 "
6. 支 部 委 員 若干名

会長、副会長は法定理事とする。その他の法定理事は、評議員及び幹事の中から評議員会が7名以上12名以内これを選ぶ。会計監査は、法定監事とする。

第23条 評議員は別に定める選挙施行細則により、正会員中より一般投票をもって選出する。

第24条 評議員の任期は、選挙後初の通常総会より二年とする。三期連続して評議員となることは認めない。

第25条 会長及び副会長は通常総会で評議員会の推薦に基づき評議員中よりこれを選ぶ。

第26条 会長及び副会長の任期は二年とする。

第27条 幹事は、正会員から会長がこれを指名し、会長及び副会長の改選後直ちに総会の承認を受けるものとする。幹事の任期は二年とする。

第28条 会計監査は、通常総会で正会員中よりこれを選ぶ。会計監査の任期は二年とする。

第29条 補欠によって就任した役員及び評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第30条 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なうものとする。

第31条 会長は本会を代表して会務を統理する。

第32条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代理する。

第33条 幹事は次の会務を分担する。

1. 編 集
2. 会 計

3. 庶 務

4. 支部の会務

第34条 支部委員は支部の事業に必要な場合、会長が当該支部の正会員中よりこれを依頼することができる。

第35条 本会は、有給囑託員を置くことができる。有給囑託員は、会長が任免する。

第6章 評議員会

第36条 評議員会は、毎年二回以上これを開いて本会の主要な事項を議決し、且つ、本会の事業の推進にあたる。

第37条 評議員会は、本会事業の発展に資するために、次の問題を特に担当する者を評議員中よりそれぞれ若干名指名する。

1. 研究活動に関する諸問題
2. 天文教育に "
3. 天文学普及に "

第38条 評議員会は、会長がこれを招集する。評議員会の招集は、あらかじめ会期一週間前までに会議の目的事項、日時、場所等を各評議員に通知してこれを行なう。

第39条 評議員会は評議員の過半数の出席によって成立し、会議は公開とする。

第40条 評議員会の議長は会合毎に互選によってこれを定める。

第41条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合には議長がこれを決する。

第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時に評議員会を招集することができる。

評議員三名以上の請求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集する必要がある。

第43条 正会員五十名以上から評議員不信任の申し出があった場合、別に定める評議員信任投票施行細則によって当該評議員の信任投票が実施されなければならない。信任票が有効投票総数の二分の一に満たない場合は、当該評議員は評議員の資格を失なう。

第7章 総 会

第44条 通常総会は、毎年一回〇季にこれを開く。通常総会において会長は会務を報告し、その承認を求めなければならない。

第45条 通常総会は会長がこれを招集する。

第46条 会長が必要と認めるときは、評議員会の議を経、臨時総会を招集することができる。

- 第47条 正会員三十名以上から会議の目的となる事項を示して請求した場合には、会長はその請求を受けた日から五十日以内に臨時総会を招集することを要する。
- 第48条 総会の招集及び会議の目的となる事項の通知は、急を要するもののほかは、天文月報で行なう。
- 第49条 総会は正会員五十名以上の出席をもって成立する。
- 第50条 総会の議長は、正会員中より会長が指名し、総会の承認を得る。
- 第51条 総会において投票するものは、出席正会員に限る。
- 第52条 総会の議事は、投票の過半数の賛成をもって決し、賛否同数の場合には、議長がこれを決する。
- 第53条 総会が必要と認めた場合は、正会員による郵便投票を行ない、有効投票総数の過半数の賛成をもって総会の議決にかえることができる。郵便投票の施行は、別に定める郵便投票施行細則によってこれを行なう。
- 第54条 本定款を変更しようとするには、評議員会の発議のあることを要する。本定款の変更について正会員三十名以上の要求があった場合、評議員会はこれを審議しなければならない。
- 第55条 前条の発議があったときは、会長は、総会にお

いて投票の三分の二以上の賛成を得た上、主務官庁の認可を得てこれを実施する。

- 第56条 本定款の実施に必要な細則、選挙施行細則、評議員信任投票施行細則及び郵便投票施行細則は、評議員会の議を経て、総会の議決により定める。

細 則

- 第1条 会費（検討中）
- 第2条 本会は次の支部を置く。
北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国・四国・九州支部。

選挙施行細則

（検討中）

評議員信任投票施行細則

（検討中）

郵便投票、施行細則

（検討中）

付 則

（移行措置）（検討中）